

第106期 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

※ 株主総会ご来場株主様へのお土産のご提供はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

議決権行使書用紙のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

アンケートご協力をお願い



アンケート回答期限／
2026年7月3日（金曜日）まで

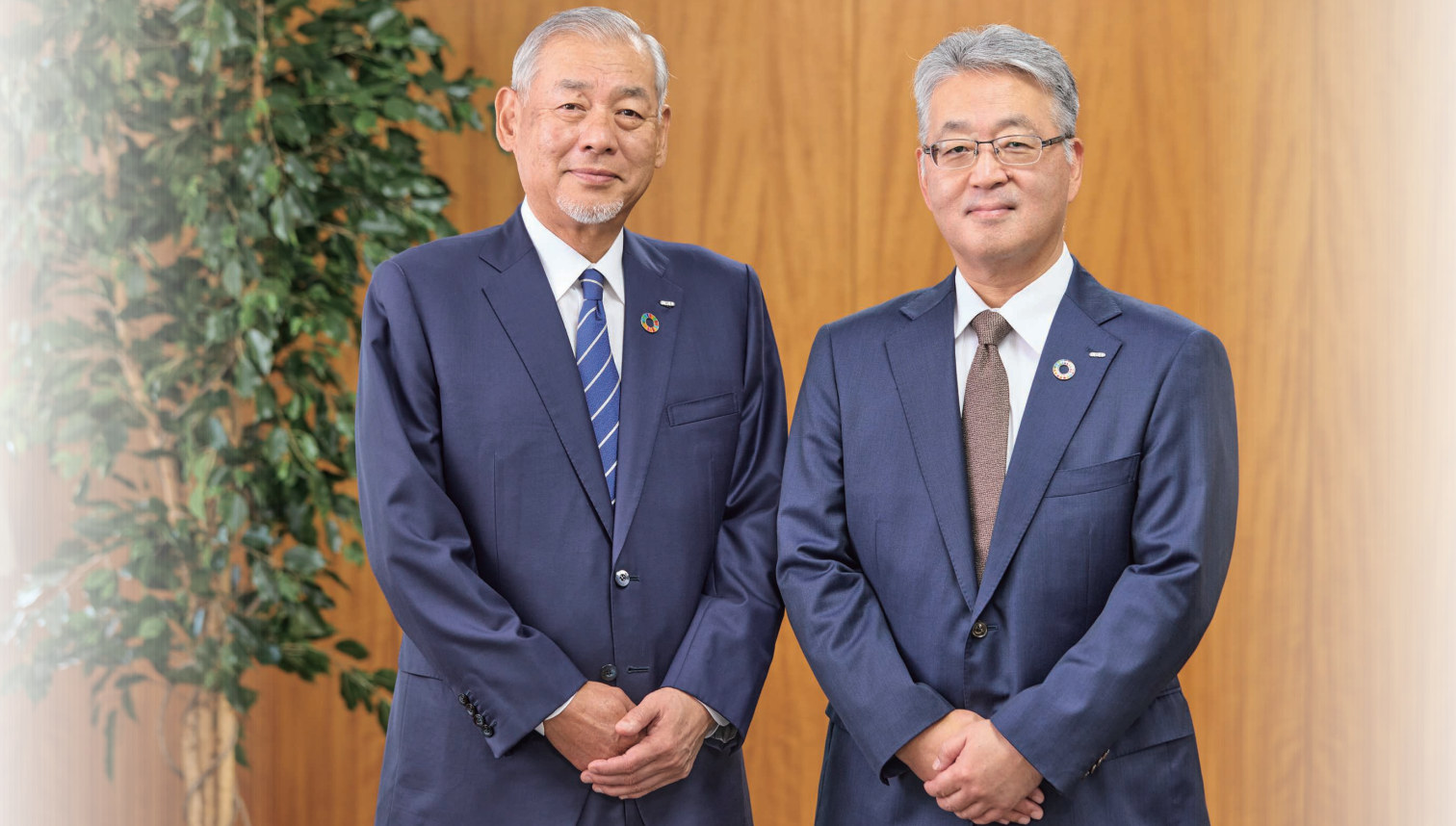
←アンケートはこちらから

<https://forms.office.com/r/FU735Xs4ac>

お手元に株主番号をご準備の上、ご回答ください。
なお、株主番号は議決権行使書用紙に記載しております。

ご回答いただいた方の中から
抽選で100名様にデジタルギフト
(giftee Box)500円分プレゼント！

giftee
Box



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第106期定時株主総会を2026年6月26日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

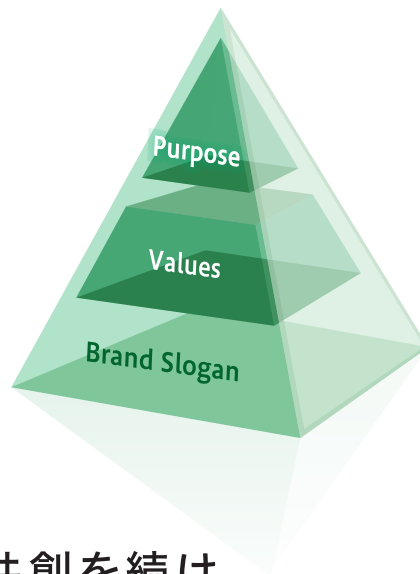
株主総会の議案及び事業の概要についてご報告申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

取締役会長 梶本 一典

代表取締役社長 奥岡 克仁

CKDの理念

CKDグループは、2023年に新理念
「Purpose・Values・Brand Slogan」を制定しました。
Purposeは、CKDグループの存在意義と
目指す方向を定めたものです。
Valuesは、Purpose実現のため社員一人ひとりが
大切にすべき5つの価値観です。
Brand Sloganは、PurposeとValuesの理念を包含し、
未来に向けた私たちの考えや行動を
簡潔に表現しています。



Purpose

— 存在意義 —

自動化技術の探究と共創を続け
健やかな地球環境と豊かな未来を拓きます。

Values

— 価値観 —

[C-SHIP]

～CKD-SHIP～
CKDらしさ

Customer	顧客志向
Sustainability	持続可能性
Human	人材重視
Innovation	革新
Professionalism	プロ意識

Brand Slogan

— ブランドスローガン —

Creating Solutions Together

新10年VISION「CKD VISION 2035」を策定

CKDは、挑戦を続けます。

一人ひとりが自ら考え、一步を踏み出し、多様なパートナーと共に新しい価値を創り出していきます。

その価値が、産業や暮らしを支え、地球環境を健やかにし、人々の未来をより豊かにすると、私たちは信じています。

“価値が循環する社会”の実現へ。

私たちはこれからも、「人」「パートナー」、そして「地球」を大切にしながら、未来を拓いてまいります。

目指す姿

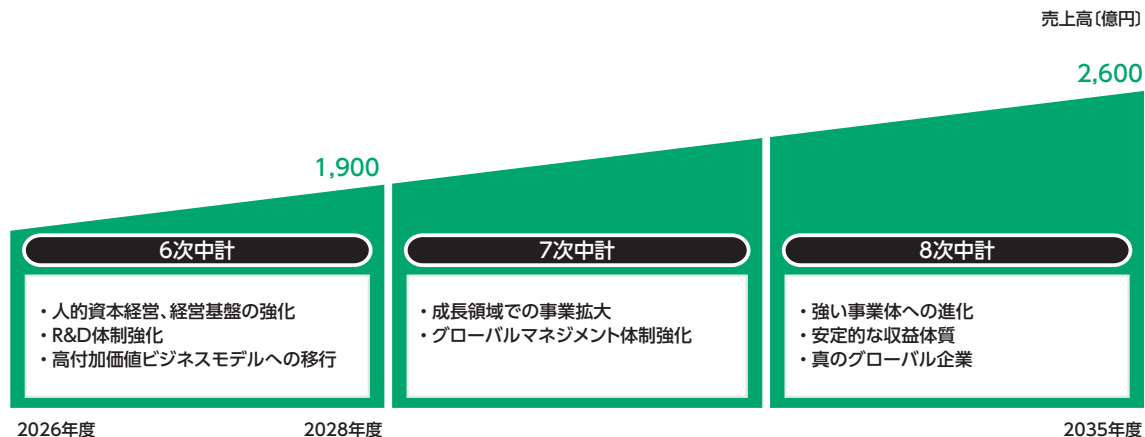
1. Technology & Solution

多様な技術の融合と共創によりお客さまの課題を解決し、変化に対し、しなやかに適応する強い事業体を目指す

2. Human & Sustainability

人材を価値創造の源泉とし、産業・暮らし・環境を支える価値を提供し、持続可能な社会に貢献する企業となる

「CKD VISION 2035」経営目標とマイルストーン



第6次中期経営計画「All CKD Together 2028」(2026年度～2028年度)

自動機と機器、営業と技術・生産、本社と海外など、部門や立場の枠を超え、全社一丸となって成長を実現します。



目指す姿を実現するための4つの成長方針

人材・研究開発・ガバナンスの強化、そして、高付加価値ビジネスモデルへの移行に向けて取組んでまいります。

1 人的資本経営・
経営基盤の強化

2 R&Dを強化し社会課題
を解決する製品・
サービスを提供

3 グローバル成長領域へ
経営資源を集中

4 高付加価値ビジネス
モデルへの移行

キャッシュアロケーション

人的資本・研究開発・基盤強化のための投資を強化し、配当性向40%を目安としつつ、安定的な株主還元を実現します。

26～28年度予測(3年間累計)

26～28年度予測(3年間累計)		(億円)
キャッシュイン	キャッシュアウト	
資金調達/資産活用	さらなる成長投資	
	株主還元	195
	成長投資	200
	研究開発	120
	基盤強化	100
営業CF (研究開発費控除前)		665

証券コード 6407

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

愛知県小牧市応時二丁目250番地

CKD株式会社

代表取締役社長 奥岡克仁

株主各位

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第106期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ckd.co.jp/ir/holdersinfo/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

・上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主総会ポータル® (三井住友信託銀行) <https://www.soukai-portal.net>

・同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLからアクセスし、議決権行使書用紙記
載のID・初期パスワードをご入力ください。

*各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。



QRコードは
議決権
行使書用紙に
ございます

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って、2026年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所	名古屋市中区金山町一丁目1番1号 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 5階 ローズルーム (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第106期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第106期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日は環境への配慮のため、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
 - ◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部を併せて送付しております。書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。なお、招集ご通知の連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の前期(参考)数値は、会計監査人の会計監査対象外であります。
 - ・事業報告の業務の適正を確保するための体制
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時

2026年6月26日(金)午前10時(受付開始 午前9時)



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



議決権を事前に行使される場合

議決権行使期限

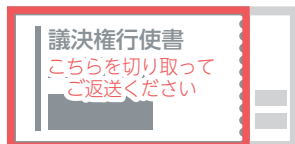
2026年6月25日(木)午後5時まで



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下のように切り取ってご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等

株主総会ポータルURL
▶ <https://www.soukai-portal.net>
議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページをご覧ください。

株主総会ポータルURL
<https://www.soukai-portal.net>

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月25日（木）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

現行定款

変更案

第5条 (条文省略)

第2章 株式及び第3章 株主総会 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社に10名以内の取締役を置く。

<新 設>

(選任の方法)

第19条 (条文省略)

<新 設>

② (条文省略)

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新 設>

第5条 (現行どおり)

第2章 株式及び第3章 株主総会 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社に10名以内の取締役(監査等委員である取締役を除く。)を置く。

② 当会社に4名以内の監査等委員である取締役を置く。

(選任の方法)

第19条 (現行どおり)

② 前項の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

③ (現行どおり)

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款

変更案

<新 設>

<新 設>

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 代表取締役は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

<削 除>

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

現行定款

(相談役)

第24条 取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。

(取締役会の招集)

第25条 (条文省略)

- ② 前項の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

<新 設>

第26条～第27条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

第28条 (条文省略)

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変更案

<削 除>

(取締役会の招集)

第24条 (現行どおり)

- ② 前項の招集通知は、各取締役に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条～第27条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第28条 (現行どおり)

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p><削除></p>
<p>(<u>監査役の数</u>)</p>	<p><削除></p>
<p>第29条 当会社に4名以内の監査役を置く。</p>	
<p>② <u>補欠監査役選任決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p>(<u>選任の方法</u>)</p>	<p><削除></p>
<p>第30条 <u>監査役を選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(<u>任期</u>)</p>	<p><削除></p>
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p>	<p><削除></p>
<p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(<u>報酬等</u>)</p>	<p><削除></p>
<p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	
<p>(<u>監査役会の招集</u>)</p>	<p><削除></p>
<p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><削 除></p> <p><削 除></p>
<p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="390 223 512 254"><新 設></p> <p data-bbox="374 417 526 447">第6章 計算</p> <p data-bbox="160 489 488 520">第37条～第40条 (条文省略)</p> <p data-bbox="390 545 512 576"><新 設></p> <p data-bbox="390 586 512 616"><新 設></p>	<p data-bbox="780 223 996 254"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="765 264 1347 374">第31条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="976 417 1129 447">第6章 計算</p> <p data-bbox="765 489 1117 520">第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1011 545 1094 576">附 則</p> <p data-bbox="780 586 1188 616"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="787 627 1347 813">当社は、第106期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	かじ もと かず のり 梶本 一典		再任	取締役会長 取締役会議長 12回/12回 100%
2	おく おか かつ ひと 奥岡 克仁		再任	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO） 12回/12回 100%
3	あま の よし ゆき 天野 祥行		再任	取締役執行役員 管理担当 12回/12回 100%
4	シュテファン サクレ Stefan Sacré		再任	社外取締役候補者 独立役員候補者 取締役 12回/12回 100%
5	しま だ ひろ こ 嶋田 博子		再任	社外取締役候補者 独立役員候補者 取締役 12回/12回 100%
6	いし かわ しゅう へい 石川 修平		新任	社外取締役候補者 独立役員候補者 — —

1

再任

かじもと かずのり
梶本 一典

生年月日	1956年11月22日生
所有する当社の株式の数	103,321株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	22年
取締役会への出席状況	100%（12回／12回）



● 略歴、地位及び担当

- 1980年 4 月 当社入社
- 2004年 6 月 当社取締役執行役員 営業本部長
- 2005年 6 月 当社取締役常務執行役員 営業本部長
- 2008年 6 月 当社代表取締役社長
- 2021年 6 月 当社代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）
- 2024年 6 月 当社取締役会長 取締役会議長（現任）

● 取締役候補者とした理由

梶本一典氏につきましては、営業部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、これらを当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

再任

おくおか かつひと
奥岡 克仁

生年月日	1967年8月23日生
所有する当社の株式の数	49,193株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	10年
取締役会への出席状況	100%（12回／12回）



● 略歴、地位及び担当

- 1991年 4 月 当社入社
- 2016年 6 月 当社取締役執行役員 品質・安全担当 コンポーネント本部長
- 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 品質担当 コンポーネント本部長
- 2019年 6 月 当社代表取締役専務執行役員 品質・環境担当 コンポーネント本部長
- 2020年 6 月 当社代表取締役専務執行役員 管理担当 経営企画部長
- 2021年 6 月 当社代表取締役社長執行役員 最高執行責任者（COO）
- 2022年 6 月 当社代表取締役社長 最高執行責任者（COO）
- 2024年 6 月 当社代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）（現任）

● 取締役候補者とした理由

奥岡克仁氏につきましては、生産部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、これらを当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

再任

あまの よしゆき
天野 祥行

生年月日	1963年4月3日生
所有する当社の株式の数	6,262株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	2年
取締役会への出席状況	100%（12回／12回）



● 略歴、地位及び担当

- 1987年 4月 日本電信電話株式会社 入社
- 2010年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（現 NTTPCコミュニケーションズ株式会社） 取締役、ネットワーク事業部長 データセンタ事業部長
- 2015年 7月 同社 取締役（CTO） サービスクリエーション本部長
テクノロジー&オペレーション開発本部長
- 2018年 7月 当社経営企画部 参事
- 2019年 7月 当社情報システム部長
- 2020年 6月 当社執行役員 情報システム部長 業務改革推進センター長
- 2024年 6月 当社取締役執行役員 管理担当（現任）

● 取締役候補者とした理由

天野祥行氏につきましては、主に技術・サービス開発部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、これらを当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4

再任

社外
独立

シュテファン サクレ

Stefan Sacré

生年月日	1963年3月9日生
所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	5年
取締役会への出席状況	100%（12回／12回）



● 略歴、地位及び担当

- 1991年 5月 ベルリン工科大学 博士（工学）取得
- 1998年 8月 ジック・オプティック・エレクトロニック株式会社（日本法人） 代表取締役
- 2006年 1月 ボッシュ・レックスロス株式会社（日本法人） 代表取締役社長
- 2011年 1月 EagleBurgmann GmbH（ドイツ法人） CEO
- 2017年 1月 カールツァイス株式会社（日本法人） 代表取締役社長
カールツァイスメディテック株式会社（日本法人） 代表取締役社長
- 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2022年 7月 4aプラス株式会社 取締役
- 2024年 5月 カールツァイス株式会社（日本法人） 顧問
- 2025年 4月 4aプラス株式会社 CEO（現任）

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

Stefan Sacré氏につきましては、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしていただいております。また、主に工学博士としての高度な学術知識と、国内外で製造業における経営者としての豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

再任
社外
独立しまだ ひろこ
嶋田 博子

生年月日	1964年2月13日生
所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	3年
取締役会への出席状況	100%（12回／12回）



● 略歴、地位及び担当

1986年 4月 人事院 入庁
 1990年 6月 在英国長期在外研究員（オックスフォード大学）
 2000年 4月 外務省在ジュネーブ日本政府代表部一等書記官
 2017年 4月 人事院 給与局次長
 2018年 4月 同院 人材局審議官
 2019年 4月 京都大学公共政策大学院 教授（現任）
 2023年 3月 株式会社スペース 社外取締役（現任）
 2023年 6月 当社社外取締役（現任）

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

嶋田博子氏につきましては、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしていただいております。また、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、主に人事院や外務省等での人材採用・育成、ダイバーシティ、働き方改革や労務関連などの人事政策や法令に関する国内外での豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

6

新任
社外
独立いしかわ しゅうへい
石川 修平

生年月日	1959年12月10日生
所有する当社の株式の数	0株



● 略歴、地位及び担当

1984年 3月 日本ガイシ株式会社（現 NGK株式会社） 入社
 2010年 6月 同社 執行役員 エレクトロニクス事業本部 金属事業部長
 2015年 6月 同社 取締役常務執行役員 エレクトロニクス事業本部長
 2019年 6月 同社 取締役専務執行役員 エレクトロニクス事業本部長
 2022年 6月 同社 専務執行役員 エネルギー&インダストリー事業本部長
 2024年 6月 同社 顧問（現任）
 2025年 6月 株式会社フジミインコーポレーテッド 社外取締役（現任）

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石川修平氏につきましては、金属、電子部品、半導体、ガイシ、エネルギーソリューション、産業プロセスの各事業の経営を担い、経営戦略立案、マーケティングにおける豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、新たに選任をお願いするものであります。

(注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について

(1) 石川修平氏は、NGK株式会社の顧問及び株式会社フジミンコーポレーテッドの社外取締役であり、当社とNGK株式会社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の1%未満となっており、僅少であります。また、当社と株式会社フジミンコーポレーテッドの間にも同様に製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の1%未満となっており、僅少であります。

(2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. Stefan Sacré、嶋田博子及び石川修平の各氏は、社外取締役の候補者であります。

3. 当社は、当社の取締役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。本議案において各氏の再選をご承認いただいた場合、当社は各氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、本議案において石川修平氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間においても同様の補償契約を締結する予定であります。

5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 当社は、Stefan Sacré及び嶋田博子の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度額とする旨の契約を締結しております。本議案において両氏の再選をご承認いただいた場合、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、本議案において石川修平氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(2) Stefan Sacré、嶋田博子及び石川修平の各氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況		
1	やま だ じゅん いち 山田 純市		新任	総務部長	—	—	
2	はし もと しゅう ぞう 橋本 修三		新任	社外取締役候補者 独立役員候補者	監査役	12回/12回 100%	12回/12回 100%
3	ほそ み けん いち 細見 健一		新任	社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—	—
4	こん どう 近藤 さきえ		新任	社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—	—

3

新任
社外
独立ほそみ けんいち
細見 健一生年月日 1963年2月21日生
所有する当社の株式の数 0株**● 略歴、地位及び担当**

1985年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
 2001年 4月 同行 米州営業第一部（ニューヨーク）グループ長
 2009年 4月 同行 欧州営業第一部長
 2014年 4月 同行 執行役員 欧州統括部長
 2016年 4月 同行 常務執行役員 国際統括部長
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ（グローバルビジネス統括部長）
 2019年 4月 同行 専務執行役員 国際部門副責任役員
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 国際部門副事業部門長
 2020年 5月 株式会社東京スター銀行 代表執行役員副頭取
 2021年 4月 株式会社三井住友銀行 上席顧問
 2022年 6月 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 専務取締役 最高財務責任者
 2023年 6月 同社 代表取締役 専務取締役 最高財務責任者（現任）

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

細見健一氏につきましては、金融機関において欧米エリアを中心に国際部門を牽引し、組織のグローバル化・経営企画・運営における豊富な経験を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、選任をお願いするものであります。

4

新任
社外
独立こんどう さきえ
近藤 さきえ生年月日 1976年2月13日生
所有する当社の株式の数 0株**● 略歴、地位及び担当**

2000年 10月 監査法人伊東会計事務所 入所
 2004年 4月 公認会計士 登録
 2007年 8月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
 2011年 6月 栄監査法人 入所
 2016年 8月 株式会社アイケイ 取締役監査等委員
 2023年 4月 栄監査法人 入所（現任）

● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

近藤さきえ氏につきましては、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての財務及び会計分野における専門的な知識を有しており、また取締役監査等委員の経験から、リスク管理及び内部統制システム等についての豊富な知識を有しておられ、当社の経営全般に対する監督及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橋本修三、細見健一及び近藤さきえの各氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 橋本修三氏は、現在当社の監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、当社の取締役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合、当社は各候補者との間で上記契約を締結する予定であります。
6. 当社は、橋本修三氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度額とする旨の契約を締結しております。本議案において同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記契約を締結する予定であります。また、本議案において山田純市、細見健一及び近藤さきえの各氏の選任をご承認いただいた場合、各氏の間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 橋本修三、細見健一及び近藤さきえの各氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(ご参考) 当社における社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断します。当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件のすべてに当てはまらないと判断される場合をいいます。

- (1) 当社及び当社の関係会社を主要な取引先とする者
 - (2) 当社の主要株主（注1）又はその業務執行者（注2）
 - (3) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
 - (5) 当社又はその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
 - (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
 - (7) 当社グループから多額の寄付（注5）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
 - (8) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
 - (9) 上記(2)から(8)のいずれかに過去3年間において該当していた者
 - (10) 上記(1)から(8)のいずれかに該当する者が重要な者（注6）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
 - (11) その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者
- (注) 1. 「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
2. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。なお、監査等委員である社外取締役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
3. 「主要な取引先」については、利益相反が生ずるおそれの度合いを実質的に判断できるよう、当社グループ及び相手先の双方における当該取引の重要性を適切な指標を用いて検証し、その結果の概要を開示する。
- なお、主要な取引先とは直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者をいう。
4. 「多額の金銭その他の財産」については、当社グループ及び相手先の双方における当該金銭等の重要性を適切な指標を用いて検証し、その結果の概要を開示する。
5. 「多額の寄付」については、当社グループ及び支払先の双方における当該寄付の重要性を適切な指標を用いて検証し、その結果の概要を開示する。
6. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

(ご参考) 役員構成 (2026年6月26日以降の予定)

議案が承認された場合の当社の取締役が有する専門性と経験は、以下のとおりであります。

No.	属性	氏名	役職	性別	年齢	在任年数	重要な兼職		所属委員会
							社数	うち上場	指名・報酬諮問委員会
1	社内	梶本 一典	取締役会長	男	69	22			●
2	社内	奥岡 克仁	代表取締役社長	男	58	10			
3	社内	天野 祥行	取締役執行役員	男	63	2			
4	社外(独立)	Stefan Sacré	取締役	男	63	5	1		●議長
5	社外(独立)	嶋田 博子	取締役	女	62	3	2	1	●
6	社外(独立)	石川 修平	取締役	男	66	(新任)	2	2	

No.	属性	氏名	役職	性別	年齢	在任年数	重要な兼職		所属委員会
							社数	うち上場	指名・報酬諮問委員会
1	社内	山田 純市	監査等委員である取締役	男	57	(新任)			
2	社外(独立)	橋本 修三	監査等委員である取締役	男	70	6	1		●
3	社外(独立)	細見 健一	監査等委員である取締役	男	63	(新任)	1		
4	社外(独立)	近藤 さきえ	監査等委員である取締役	女	50	(新任)	1		

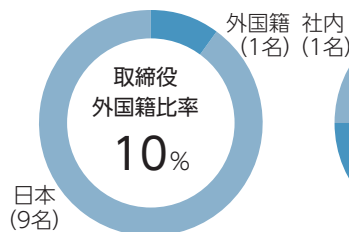
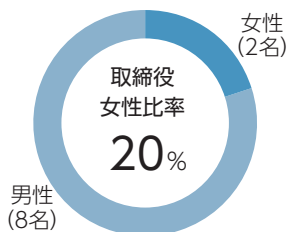
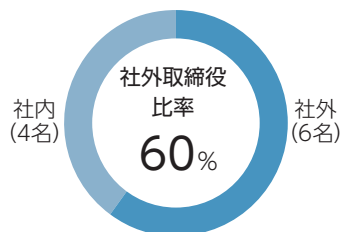
企業経営	中長期の経営目標を実現し、Purposeである「健やかな地球環境と豊かな未来を拓く」を実践し社会とともに持続的に成長していくための企業におけるマネジメントや経営に関する経験や知識
製造・技術・研究開発	自動化技術や流体制御技術の研究開発に取組み、社会の課題解決に貢献する製品を製造するための製造・技術・研究開発に関する経験や知識
品質・安全	高品質で安全な製品を社会に提供すること、また社内における労働安全衛生に配慮した職場環境を構築していくための品質・安全に関する経験や知識
営業・マーケティング	お客様に喜んでいただけるマーケティング活動を展開するとともに、販売力を強化しお客様のご要望にお応えして選ばれる会社になるための営業・マーケティングに関する経験や知識
財務・会計	財務情報の開示や適切な資金調達を行い、健全な財務基盤を基に成長投資と株主還元を両立させた企業価値向上を目指すための財務・会計に関する経験や知識
法務・リスクマネジメント	ガバナンス体制の構築、コンプライアンスの向上、リスク管理の徹底により、持続的な企業価値向上の基盤をつくるための法務・リスクマネジメントに関する経験や知識

企業経営	製造・技術・研究開発	品質・安全	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	DX・IT	サステナビリティ・環境	国際経験
●		●	●	●			●	●
●	●	●		●	●	●	●	
●	●	●		●	●	●		
●	●	●	●			●		●
					●		●	●
●	●	●	●					●

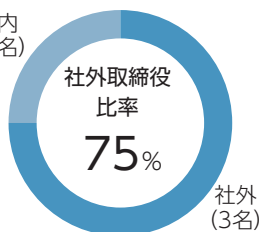
企業経営	製造・技術・研究開発	品質・安全	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	DX・IT	サステナビリティ・環境	国際経験
●			●		●		●	●
					●			
●			●	●	●	●	●	●
				●	●			

DX・IT	新たに導入した基幹システムを活用し、デジタル技術やデータを組み合わせた業務効率化や業務プロセスの最適化など新たな価値の創造を推進するためのDX・ITに関する経験や知識
サステナビリティ・環境	社会に貢献する企業として中長期的に発展していくためには、持続可能な社会の実現に向けてサステナビリティ・環境への取組みの積極的な推進が不可欠であり、当該分野に関する経験や知識
国際経験	グローバル化を加速し、海外市場を拡大する経営戦略を実現するための海外での事業、マネジメント、文化等の経験や知識

■ 取締役の構成について



■ 監査等委員である取締役の構成について



第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2007年6月28日開催の第87期定時株主総会において、年額600百万円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎご承認をお願いいたします。

当社の取締役の個人別報酬等の決定に関する方針の概要は、事業報告に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする等の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に沿う内容となっており相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いいたします。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社では、2018年6月22日開催の第98期定時株主総会において、当社取締役に当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬（金銭報酬債権の総額は年額120百万円以内）を支給する旨をご承認いただいておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することから、改めて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、第4号議案の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額120百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年48千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

本議案の内容は、独立役員が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会にて決定しており、取締役会において定めた、取締役の報酬に関する決定方針を考慮して決定されており、相当であると判断しております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

- (1) 対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、任期満了又は定年その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了又は定年その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

全般的概況

当連結会計年度の世界経済は、地政学リスクの拡大や各国の政策動向が景気に与える影響への懸念などから、依然として不透明な状況が継続いたしました。

国内では、半導体関連市場において、期の後半より生成AI関連の需要拡大が設備投資を牽引いたしました。また、二次電池市場では、世界的なEV需要の鈍化を受け、BEV向け設備投資は慎重な動きが継続したものの、HEV向けは一部回復の兆しが見られました。そして、医薬品市場では、継続的な供給不足を背景に一定の設備投資が継続したものの、ジェネリック医薬品の安定供給に向けた大型投資は一巡いたしました。

海外では、中国において、半導体及び半導体製造装置の国産化や二次電池に関連した設備投資が堅調に推移いたしました。また、その他の地域においても、生成AI関連の需要を背景とした半導体関連市場での設備投資が継続いたしました。

このような状況の下で、当社グループの当期における連結業績は、売上高157,886百万円(前期比1.4%増)、営業利益19,640百万円(前期比3.3%増)、経常利益19,867百万円(前期比3.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益13,578百万円(前期比0.4%増)となりました。

部門別売上高

部 門	金 額	前 期 比	構 成 比
自 動 機 械 部 門	19,373 百万円	23.5%減	12.3%
機 器 部 門	138,513 百万円	6.3%増	87.7%
合 計	157,886 百万円	1.4%増	100.0%

部門別概況

自動機械部門

主要な製品

- ・ 自動包装システム
(薬品・食品・医療器具等)
- ・ 画像処理検査システム
- ・ リチウムイオン電池製造システム
- ・ 三次元はんだ印刷検査機

自動機械装置

自動包装システム(薬品)



リチウムイオン電池製造システム



三次元はんだ印刷検査機



当期の概況

医薬品市場では、継続的な供給不足を背景に一定の設備投資が継続したものの、ジェネリック医薬品向け大型投資が一巡したことで、薬品包装機の売上高は減少いたしました。

また、日系自動車メーカーにおけるBEV向け設備投資に慎重な動きが見られたことを受け、リチウムイオン電池製造システムの売上高も減少いたしました。一方で、生産性向上への継続的な取組みに加え、包装機の保守・改造を中心とした包装サービスが堅調に推移したことから、利益率は改善いたしました。

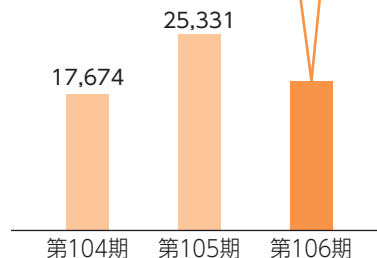
その結果、売上高は19,373百万円(前期比23.5%減)、セグメント利益は4,879百万円(前期比11.1%減)となりました。

売上高

19,373百万円

前期比23.5%減

(単位：百万円)



機器部門

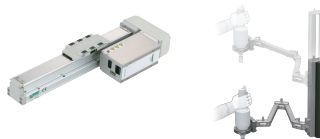
主要な製品

- ・ 流体制御機器
- ・ 駆動機器
- ・ 空気圧制御機器
- ・ 空気圧関連機器

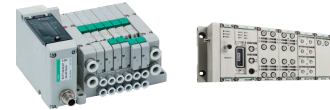
流体制御機器



駆動機器



空気圧制御機器



空気圧関連機器



当期の概況

国内では、半導体関連市場において、期の後半より生成AIの需要拡大が設備投資を牽引し、半導体製造装置向けの売上高が大きく増加いたしました。また、自動車関連市場は完成車メーカーの投資控えが影響し売上高は減少いたしました。二次電池市場は、HEVやインフラ向けの投資が上向いたことで売上高はやや増加いたしました。BEV向けの投資計画が延期されたことが影響し全体として減少いたしました。

海外では、中国において、半導体関連に加え、二次電池市場の売上高が堅調に推移いたしました。その他の地域においても、半導体関連市場における旺盛な設備投資を背景とした需要に牽引され、売上高は順調に推移いたしました。

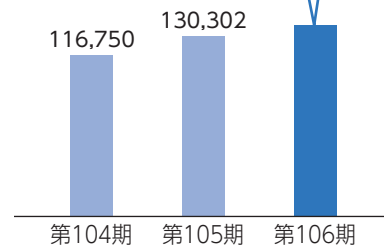
その結果、売上高は138,513百万円（前期比6.3%増）、セグメント利益は売上増加により、19,822百万円（前期比8.8%増）となりました。

売上高

138,513百万円

前期比6.3%増

(単位：百万円)



(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、マレーシア工場の設備導入並びに機械装置及び金型の更新等の結果、自動機械部門で169百万円、機器部門で2,380百万円、全社共通で276百万円、総額は2,826百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社は安定的かつ機動的な資金調達を可能とすることを目的として、取引金融機関3行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しており、2025年5月1日に極度額を従前の20,000百万円から10,000百万円へ減額いたしました。なお、当期末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

私たちを取り巻く環境は、世界経済の不確実性の高まりに加え、人手不足や気候変動対応など社会課題が複雑化しております。さらに、情報通信技術の進展に伴うデータ社会への移行やAIの進化を背景に、半導体の技術革新の重要性は高まっております。一方で、半導体市場は需給や価格変動の影響を受けやすく、当社業績への影響も拡大しております。このような環境の下、当社は、製造現場の自動化・省人化の加速に加え、気候変動対応やAI・デジタル技術、そして半導体技術革新などの成長領域への適応が一層重要であると捉えております。また、サービス事業の拡大などを通じて高付加価値なビジネスモデルへの移行を進め、収益性の向上を図る必要があります。

<中長期的な成長に向けた取組み>

2026年度は、新10年VISIONと第6次中期経営計画のスタートの年となります。

Purpose「自動化技術の探究と共創を続け、健やかな地球環境と豊かな未来を拓きます」を起点に、これまで磨き上げてきた「技術力」、「革新力」、「共創力」の3つを強みとして位置付け、これら強みを最大限に生かしてまいります。

[新10年VISION]

Purposeを起点に、強みを生かした新10年VISION「CKD VISION 2035」を策定いたしました。目指すべき姿として、「Technology&Solution」、「Human&Sustainability」の2つを掲げております。多様な技術の融合と共創により、お客さまの課題を解決し、変

化に対し、しなやかに適応する強い事業体を目指してまいります。また、その源泉となるのは人材であり、社員の働きがいと成長を両立できる環境を整え、産業・暮らし・環境を支える価値を提供し、持続可能な社会に貢献しながら、企業価値向上を目指してまいります。

[第6次中期経営計画]

「All CKD Together 2028」をスローガンに、以下の4つの成長方針を掲げ、全社の力を結集し、一丸となって成長を実現してまいります。

① 人的資本経営の推進と経営基盤の強化

経営戦略と連動した人的資本経営の推進と経営基盤の強化を通じて、組織全体の総合力を高めてまいります。また、社員を大切にし、働きがいと成長を両立できる環境を整備するとともに、価値創造の源泉である人材の能力を最大限に引き出してまいります。

経営基盤の強化においては、DX・AXの推進及びグローバルセキュリティの強化に取り組めます。また、経営の透明性及び健全性の確保を図り、実効性の高い取締役会の運営を目指してまいります。さらに、海外においては地域統括機能を設け、強固なグローバルガバナンス体制の構築を進めてまいります。

② R&D体制強化

多彩な技術の融合を推進し、事業部や部門間の壁を越えたシナジー創出を図るとともに、顧客・社会課題を起点とした研究開発（R&D）を強化し、高付加価値な製品・サービスを継続的に提供してまいります。また、パートナーとの共創やオープンイノベーションを通じて新たな価値創造を加速させるとともに、環境課題への対応も着実に進めることで、お客さま、及び社会への持続的な価値提供につなげてまいります。

③ グローバル成長領域への経営資源集中

グローバルに成長する地域や市場・産業において、市場の成長性と自社の強みが交差する領域を見極めながら選択と集中を進め、限られた経営資源を最大限に活用してまいります。これらを踏まえ、自社の強みが生かせる分野へ経営資源を重点的に投下し、生販一体で課題解決を図ることで、持続的な成長につなげてまいります。

④ 高付加価値ビジネスモデルへの移行

商品の単品販売にとどまらず、課題解決型のユニットやシステムの提案、サービス・メンテナンスやサブスクリプションなど、リカーリングビジネスを強化することで、価値が循環する高付加価値ビジネスモデルへの移行を着実に進め、安定した収益の確保を目指してまいります。

[財務目標]

売上高1900億円以上、営業利益率13.7%以上、そして、ROE10%以上を目指してまいります。資本政策では、さらなる成長に向けた人的資本・研究開発・生産性向上への投資を強化し、安定的な株主還元を継続できるよう努め、企業価値向上を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第 103 期	2023年度 第 104 期	2024年度 第 105 期	2025年度 第 106 期
売上高 (百万円)	159,457	134,425	155,634	157,886
経常利益 (百万円)	21,181	13,048	19,167	19,867
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,788	8,338	13,520	13,578
1株当たり当期純利益 (円)	221.76	124.94	202.48	203.23
総資産 (百万円)	185,626	208,285	210,867	226,721
純資産 (百万円)	119,730	129,098	136,521	153,538
1株当たり純資産 (円)	1,794.44	1,933.58	2,043.69	2,297.27

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

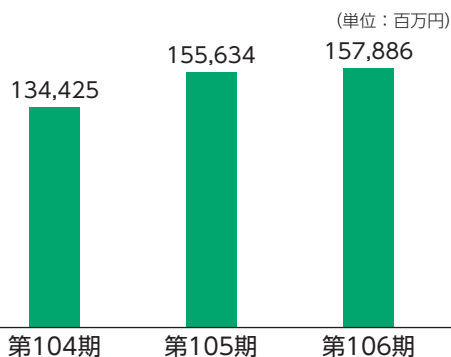
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第 103 期	2023年度 第 104 期	2024年度 第 105 期	2025年度 第 106 期
売上高 (百万円)	128,137	106,849	123,867	123,873
経常利益 (百万円)	16,771	12,125	15,255	17,429
当期純利益 (百万円)	11,945	8,640	11,125	12,804
1株当たり当期純利益 (円)	179.12	129.47	166.61	191.65
総資産 (百万円)	151,093	169,875	171,609	179,180
純資産 (百万円)	99,701	105,723	110,659	121,188
1株当たり純資産 (円)	1,494.24	1,583.48	1,656.55	1,813.26

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

売上高

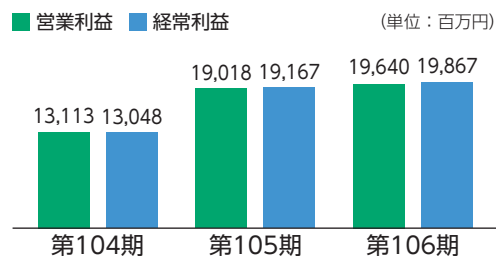
1,578億円 前期比 1.4%増 



営業利益/経常利益

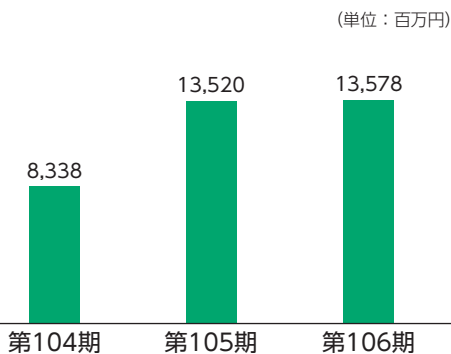
営業利益 196億円 前期比 3.3%増 

経常利益 198億円 前期比 3.6%増 

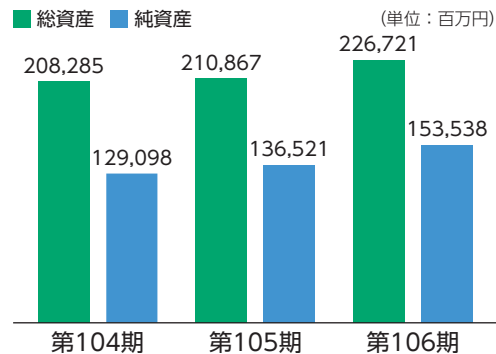


親会社株主に帰属する当期純利益

135億円 前期比 0.4%増 



総資産/純資産



(6) 主要な営業所及び工場等

	名 称	所在地
当 社	本社・小牧工場	愛知県小牧市
	春日井工場	愛知県春日井市
	犬山工場	愛知県丹羽郡扶桑町
	四日市工場	三重県四日市市
	東北工場	宮城県黒川郡大衡村
	北陸工場	石川県小松市
	東京オフィス	東京都港区
	大阪オフィス	大阪府大阪市
	名古屋オフィス	愛知県名古屋市
国 内 子 会 社	CKDシコク精工(株)	高知県宿毛市
	CKDグローバルサービス(株)	愛知県小牧市
	CKDフィールドエンジニアリング(株)	愛知県小牧市
	CKD日機電装(株)	神奈川県川崎市
海 外 子 会 社	喜開理（上海）機器有限公司	中国
	喜開理（中国）有限公司	中国
	CKD韓国(株)	韓国
	台湾喜開理股份有限公司	台湾
	M-CKD PRECISION SDN.BHD.	マレーシア
	CKD MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア
	CKD THAI CO.LTD.	タイ
	CKD SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール
	PT CKD TRADING INDONESIA	インドネシア
	PT CKD MANUFACTURING INDONESIA	インドネシア
	CKD VIETNAM ENGINEERING CO.LTD.	ベトナム
	CKD INDIA PVT.LTD.	インド
	CKD USA CORP.	アメリカ
	CKD MEXICO,S. DE R.L. DE C.V.	メキシコ
CKD EUROPE B.V.	オランダ	
CKD ITALIA S.R.L.	イタリア	

(7) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
自動機械部門	489名	1名減
機器部門	4,136名	183名増
全社（共通）	201名	3名増
合計	4,826名	185名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,389名	3名減	41.5歳	16.7年

(注) 従業員数には嘱託、パートタイマーの計384名は含まれておりません。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
喜開理（中国）有限公司	百万円 5,773	% 100.0	自動機械製品製造・販売、 機器製品製造
喜開理（上海）機器有限公司	531	100.0	機器製品販売

(9) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	百万円 11,519
三井住友信託銀行株式会社	9,000
株式会社三菱UFJ銀行	5,900

(注) 株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社三菱UFJ銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を幹事とする金融機関8社によるシンジケートローンの残高200億円の一部が含まれております。

2 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 233,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 66,835,011株 |
| | (自己株式1,074,438株を除く) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 9,870名 |

(2) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,689	14.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,667	8.48
C K D 持 株 会	2,605	3.90
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,914	2.86
C K D 協 力 企 業 投 資 会	1,801	2.70
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,534	2.30
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,400	2.09
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,281	1.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,191	1.78
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	1,010	1.51

(注) 当社は、自己株式1,074,438株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 16,978株	3名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	梶 本 一 典	取締役会議長
代表取締役社長	奥 岡 克 仁	最高経営責任者（CEO）
取 締 役	天 野 祥 行	執行役員 管理担当
取 締 役	Stefan Sacré	4aプラス株式会社 CEO
取 締 役	林 公 一	公認会計士 株式会社アタックス 代表取締役 株式会社プラザホールディングス 社外取締役 監査等委員
取 締 役	嶋 田 博 子	京都大学公共政策大学院 教授 株式会社スペース 社外取締役
常 勤 監 査 役	杉 浦 俊 明	
監 査 役	橋 本 修 三	弁護士 橋本法律事務所 代表弁護士
監 査 役	三 浦 清	株式会社パルグループホールディングス 社外取締役 株式会社サエラファーマシーズ 顧問
監 査 役	竹 内 毅	公認会計士 PMビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役 竹内毅公認会計士事務所 代表 中外炉工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役Stefan Sacré、林公一、嶋田博子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役橋本修三、三浦清、竹内毅の各氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役Stefan Sacré、林公一、嶋田博子、社外監査役橋本修三、三浦清、竹内毅の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 社外監査役橋本修三氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役三浦清氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役竹内毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。
8. 当社は、前記「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載の各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。
9. 当社定款第28条第2項及び第36条第2項並びに会社法第427条第1項の規定により、社外取締役Stefan Sacré、林公一、嶋田博子、監査役杉浦俊明、橋本修三、三浦清、竹内毅の各氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額となっております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬の決定方針に関する事項

取締役の報酬に関する決定方針

1. 基本方針

- ① 企業価値向上への貢献意欲を高める制度とする。
- ② 報酬の決定方法及び配分の妥当性を確保する。
- ③ 株式保有により株主と利害を共有できる制度とする。

2. 決定のプロセス及び内容

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとしております。

また、取締役の報酬種類別割合については、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成としております。役員報酬額は、株主総会において承認された範囲内で、独立役員を議長とし、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、取締役会で決定しております。決定方針についても指名・報酬諮問委員会に諮問し、取締役会で決定することとしております。なお、2024年度に豊富な経験・知見を有する第三者機関が指名・報酬諮問委員会に参加・協議の上、報酬方針・報酬体系を改定し、2025年度から運用を開始しております。

報酬の種類 (構成割合)	報酬の内容
基本報酬 (30~70%程度) (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職責に応じて役位別に一定額とし、従業員給与の水準、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
業績連動報酬 (20~60%程度) (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前年度の業績に基づく指標を反映した現金報酬とする。 ・ 目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ見直す。 ・ 賞与は役付役員以外を対象とし、個人別の目標達成度合いに応じて算出された額を、毎年、一定の時期に支給する。
譲渡制限付株式報酬 (5~20%程度) (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会において承認された範囲内で、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上への貢献意識を一層高めることを目的とする。 ・ 譲渡制限付株式とし、取締役が付与される株数については取締役会にて決議を得る。 ・ 譲渡制限が解除される時期は、取締役退任時とする。

(注) 業績が著しく低下した場合は、業績連動報酬及び株式報酬がその範囲を下回ることがあります。そのため基本報酬が制定の範囲を上回る場合があります。

また、監査役の報酬額は、株主総会において承認された範囲内で監査役会において決定しております。

社内取締役	基本報酬 (30~70%)	業績連動報酬 (20~60%)	譲渡制限付株式報酬 (5~20%)
社外取締役 監査役	基本報酬 (100%)		

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(単位：百万円)

区 分	報酬などの総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役	193	88	69	35	6
監査役	46	46	0	0	4
合 計	239	134	69	35	10

- (注) 1. 上記支払額のうち、社外取締役3名及び社外監査役3名の報酬の総額は56百万円であります。
 2. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。
 3. 退職慰労金制度は2007年6月28日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。
 4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(a) 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬にかかる業績指標について、2025年度は中期経営計画と連動する2024年度の連結売上高、営業利益額、営業利益率、ROE、環境に対する取組み、女性管理職比率、海外拠点外国人取締役比率に対し、それぞれの達成率は51%～100%となりました。

(b) 株式報酬に関する事項

譲渡制限付株式報酬について、2025年度は社外取締役を除く取締役3名に対し16,978株を付与いたしました。

(c) 取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容の決定について、指名・報酬諮問委員会で報酬案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(d) 役員報酬にかかる株主総会の決議年月日及び決議内容

	報酬の種類	年間報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の員数
取締役	基本報酬 業績連動報酬	600百万円以内	第87期定時株主総会 (2007年6月28日)	取締役8名 (うち社外取締役2名)
	株式報酬	120百万円以内	第98期定時株主総会 (2018年6月22日)	取締役4名 (社外取締役3名を除く)
監査役	基本報酬	80百万円以内	第87期定時株主総会 (2007年6月28日)	監査役4名 (うち社外監査役3名)

(e) 取締役の個人別報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別報酬について、独立役員を議長とする指名・報酬諮問委員会で協議した算定基準に基づいて報酬額を算出し、同委員会で妥当性を判断しております。個人別報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申内容に従うことを取締役会で決定しております。

(f) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、取締役の報酬の決定に関わる手続きの透明性及び客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制をさらに充実させることを目的に2018年4月から設置しております。議長は社外の独立役員であります。なお、2024年度に豊富な経験・知見を有する第三者機関が指名・報酬諮問委員会に参加・協議の上、報酬方針・報酬体系を改定し、2025年度から運用を開始しております。

委員の構成	独立役員が過半数を占める割合で構成
開催回数	年間4回程度としており、2025年度は6回開催しております。
報酬に係る 主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役の報酬に関する方針 ・報酬の算定にかかる評価指標の選定 ・報酬制度の具体的な内容の議論 ・個人別報酬金額の検討及び決定 ・譲渡制限付株式報酬金額の決定

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役Stefan Sacré氏は、4aプラス株式会社のCEOを兼職しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

取締役林公一氏は、株式会社アタックスの代表取締役及び株式会社プラザホールディングスの社外取締役監査等委員を兼職しております。なお、当社と両社との間には特別な関係はありません。

取締役嶋田博子氏は、京都大学公共政策大学院の教授及び株式会社スペースの社外取締役を兼職しております。なお、当社と同大学及び同社との間には特別な関係はありません。

監査役橋本修三氏は、橋本法律事務所の代表弁護士を兼職しております。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

監査役三浦清氏は、株式会社パルグループホールディングスの社外取締役及び株式会社サエラファーマシーズの顧問を兼職しております。なお、当社と両社との間には特別な関係はありません。

監査役竹内毅氏は、PMビジネスソリューションズ株式会社の代表取締役、竹内毅公認会計士事務所の代表及び中外炉工業株式会社の社外監査役を兼職しております。当社とPMビジネスソリューションズ株式会社及び竹内毅公認会計士事務所との間には特別な関係はありません。また、当社と中外炉工業株式会社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の1%未満となっており、僅少であります。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況		主 な 活 動 状 況
		取締役会	監査役会	
社 外 取 締 役	Stefan Sacré	100% 12回/12回	※3回	主に工学博士としての専門的見地と海外における経営者としての国際的で幅広い観点から取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。また、必要に応じて監査役会にもオブザーバーとして出席しております。
社 外 取 締 役	林 公 一	100% 12回/12回	※3回	主に公認会計士としての専門的見地と経験豊富な経営者としての観点から取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。また、必要に応じて監査役会にもオブザーバーとして出席しております。
社 外 取 締 役	嶋 田 博 子	100% 12回/12回	※3回	主に人事院や外務省等での見識を生かし、人材採用・育成、ダイバーシティ、働き方改革や労務関連などの人事政策や法令に関する観点から取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。また、必要に応じて監査役会にもオブザーバーとして出席しております。

(注) ※はオブザーバーとして出席しております。

地 位	氏 名	出 席 状 況		主 な 活 動 状 況
		取締役会	監査役会	
社 外 監 査 役	橋 本 修 三	100% 12回/12回	100% 12回/12回	主に弁護士としての専門的見地から意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。さらに、監査役として、豊富な知見・客観的な視点から監査体制の強化を推進しております。
社 外 監 査 役	三 浦 清	100% 12回/12回	100% 12回/12回	主に金融業界での専門的見地と経験豊富な経営者としての観点から意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。さらに、監査役として、豊富な知見・客観的な視点から監査体制の強化を推進しております。
社 外 監 査 役	竹 内 毅	100% 12回/12回	100% 12回/12回	主に公認会計士としての専門的見地と海外での豊富な経験から意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。さらに、監査役として、豊富な知見・客観的な視点から監査体制の強化を推進しております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	53百万円
② 当社及び当社子会社等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績と報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画案と監査時間及びその報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。また、そのほか、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であること、会計監査人の変更が相当であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要につきましては、次のとおりであります。

<p>1. コンプライアンス体制 (会社法第362条第4項第6号 会社法施行規則第100条 第1項第4号)</p>	<p>【基本方針の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">① 企業の社会的責任を果たすため行動規準を定め、関係する法令等については規程を整備して、コンプライアンスを徹底します。② 反社会的勢力とは一切関係をもたず、組織として毅然とした対応をします。③ 通報窓口を設置し、法令等の違反を防止・是正する体制を整備します。
	<p>【運用状況の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">① 従業員の企業倫理意識及び企業価値の向上を促進させるための組織としてコンプライアンス委員会を設け活動しております。② 反社会的勢力に対する基本方針を行動規準に明記し、当社グループに勤務する従業員に対し、社内研修等で周知を行っております。③ 当社グループに勤務する従業員からの内部告発メカニズムとしては、通報窓口を設置しております。社内の通報窓口に加え、独立した弁護士による社外通報窓口を併設することで、通報者の匿名性と通報の機密を確保し、通報者の保護に配慮するとともに、コンプライアンス違反の早期発見・是正に努めております。

<p>2. リスクマネジメント体制 (会社法施行規則第100条 第1項第2号)</p>	<p>【基本方針の内容】</p> <p>事業の継続と企業価値の向上を確保していくために企業活動に付随する地政学リスク、情報セキュリティリスク、自然災害リスク等の様々なリスクを識別し、そのリスクを適正に評価した上で効率的、効果的な経営活動を行います。</p>
	<p>【運用状況の概要】</p> <p>取締役会直轄の組織としてリスク管理委員会を設置し、活動の進捗及び結果を定期的に取り締役会へ報告し、リスク管理を推進しております。</p> <p>また、リスク管理委員会の下部組織としてリスク管理室を設置しており、監査部門による監視体制も構築することで、リスクへの管理体制を強化しております。</p> <p>具体的な活動として、業務部門から抽出、分析、評価し、モニタリングをしたリスクを、リスク管理室が支援しております。また、重点リスクに対する業務部門の取組み状況をモニタリングし、必要に応じて改善を促し、リスク管理委員会へ定期的な報告しております。</p> <p>海外子会社については、海外管理部門がリスク管理室と連携し、支援しております。そして、監査部門は、業務部門とリスク管理室及び海外管理部門が機能するよう、監査、助言、連携を行っております。</p>

3. 効率的な職務執行体制
(会社法施行規則第100条
第1項第3号)

【基本方針の内容】

- ① 取締役会を原則毎月1回以上開催し、また、コーポレート役員を中心に構成するコーポレート役員会を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図ります。
- ② 各事業本部の経営課題については、役員、部門長が出席する事業報告会を開催し、事業環境の分析、業績計画の進捗状況の報告などを通じて情報を共有し、経営判断に反映させます。
- ③ 執行役員制度の導入により、従来の取締役会が有していた経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役員数を削減することによって、的確かつ迅速な意思決定を行い、業務執行については執行役員への権限委譲と責任の明確化により機動的な業務執行を行います。

【運用状況の概要】

- ① 取締役会規程にて取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めており、当事業年度は取締役会を12回開催し、課題の報告・検討や経営計画の策定等を行いました。
- ② 業務執行に係る重要案件は、取締役会への上程前にコーポレート役員会や事業報告会に付議して潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。
- ③ 執行役員は取締役会の監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しております。

<p>4. 情報の保存及び管理体制 (会社法施行規則第100条 第1項第1号)</p>	<p>【基本方針の内容】 稟議決裁書類、各種会議体の議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の職務の執行が適正に行われるよう、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理します。</p>
	<p>【運用状況の概要】 稟議決裁書類、取締役会の議事録等の取締役の職務に係る文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。</p>

5. グループ管理体制
(会社法施行規則第100条
第1項第5号)

【基本方針の内容】

- ① 業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営上の重要事項等に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告が行われる体制を整備します。
- ② 行動規準、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。
- ③ 当社Purposeの周知徹底を図り、業務の適正を確保します。また、国内、海外の子会社管理規程を定め、子会社経営の効率化を推進します。
- ④ 当社グループ全体に適応する行動規準を定めるほか、子会社の実態を適切に把握し、必要な助言、指導を行い、コンプライアンスを徹底します。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保する体制として、当社グループ全体に適用する内部統制規定を定め、整備及び運用を行います。

【運用状況の概要】

- ① 子会社が事前に承認申請又は報告すべき事項を管理規程に定めております。
- ② 行動規準、リスク管理に関する対応などを子会社にも展開し、業務の適正化を図っております。
- ③ Purposeの周知徹底と子会社管理規程を子会社にも展開し、子会社経営の効率化を推進しております。
- ④ 監査部門による監査を適時行い、主幹部門より適正な業務運営を行えるよう指導、支援を行っております。また、監査部門に海外担当を設置し、グループガバナンスの強化を図っております。なお、経営状況等は、毎月、当社の取締役会に報告を行っております。
- ⑤ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備、運用を行っております。また、有効性を評価し、改善が必要な場合は、適時対応しております。

6. 監査役監査体制

(会社法施行規則第100条
第3項)

【基本方針の内容】

- ① 必要に応じて監査役の職務の補助をすべき従業員を置くこととし、監査役の指示による調査の権限を認めます。その場合の人事は、取締役と監査役が事前に協議することとします。
- ② 当社及び子会社の取締役及び従業員は、法令及び監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
また、従業員が監査役へ報告及び情報提供したことを理由として、その従業員に対して、不利な取扱いを行いません。
- ③ 監査役、会計監査人及び内部統制監査室が情報交換を行う機会を確保します。また、監査役は、必要に応じて法律・会計等の外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担するものとします。

【運用状況の概要】

- ① 監査役の職務を補助する従業員を2名配置しております。
- ② 監査役は、代表取締役及び取締役や執行役員等と定期的な意見交換を行うとともに、取締役会及び重要な会議や委員会へ出席しております。また、取締役会、監査役会をはじめとする主要な会議で、取締役、コーポレート役員、執行役員等から執行報告を受け、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を確認しております。
- ③ 当事業年度は社外監査役3名を含む監査役4名で構成される監査役会を12回開催し、会計監査人との協議を3回行いました。また、会計監査人及び監査部門との三様監査連絡会を12回開催し、監査に関する情報交換を行いました。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為（下記（3）において定義されます。）に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術及び流体制御技術等、長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主共同の利益を適切に判断することはできないものと考えております。さらに、外部者である大規模買付者から買付の提案を受けた際に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、両事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー及びその他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと考えております。

(2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成及びその他基本方針の実現に資する取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び機器商品を開発し、あらゆる産業界の自動化・生産性向上に貢献してまいりました。その結果、自動機械装置においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品自動包装システムで国内トップシェアを占めており、リチウムイオン電池製造システムや電子基板の三次元はんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造工程向けの流体制御機器において、国内でトップクラスの製品群を有しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備を行うなど内部統制システムを充実させております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルールの取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、2019年6月21日の第99期定時株主総会終結の時をもって、大規模買付ルールを廃止いたしました。

なお、当社は大規模買付ルールの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、人的資本・研究開発及び事業基盤強化への成長投資により企業価値の向上を図るとともに、資本効率とのバランスを踏まえた上で、配当性向40%を目安としつつ、安定的な株主還元の実現に努めてまいります。

この方針の下、当期の配当につきましては、2026年5月15日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり49円とし2026年6月11日を支払開始日といたしました。これにより、2025年12月に実施いたしました中間配当金の1株当たり32円を合わせた当期の年間配当金は、1株当たり81円となります。

8 政策保有株式に関する事項

(1) 政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、事業戦略、取引先との業務提携、取引関係の維持・強化等の観点から、当社の企業価値向上に資すると判断する場合を除き、政策保有株式を原則として保有いたしません。保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めます。

(2) 保有の適否の検証

保有する必要があると判断した場合は、事業戦略、業務提携、取引関係の維持・強化等の必要性について、毎年、保有する各株式の時価評価、ROE、配当利回りなどを精査し、取締役会において保有のねらい、合理性を検証しております。

(3) 議決権行使基準

当社の保有株式に係る議決権行使については、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合や違法行為が発生した場合は、当該議案には反対するなど、当該企業の企業価値の向上、また、株主価値の向上につながるか否かを検討して議決権を行使しております。

(4) 当社の株式を保有している会社から売却等の意向が示された場合の対応

当社の株式を保有している会社から当社株式の売却などの意向が示された場合には、当社はその売却を妨げません。

以上、事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)	科 目	当 期	前 期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	144,435	131,473	流動負債	42,129	39,983
現金及び預金	42,839	35,333	支払手形及び買掛金	9,775	12,010
受取手形	3,469	3,489	電子記録債務	4,636	3,307
売掛金	30,162	22,220	短期借入金	5,136	5,513
契約資産	462	4,910	1年内返済予定の長期借入金	6,134	1,138
電子記録債権	12,163	14,157	リース債務	461	427
営業未収入金	169	207	未払費用	4,454	4,252
商品及び製品	10,793	10,959	未払法人税等	3,715	4,335
仕掛品	5,094	3,987	賞与引当金	620	413
原材料及び貯蔵品	36,609	34,390	製品保証引当金	644	597
その他	2,706	1,851	受注損失引当金	4	4
貸倒引当金	△35	△35	その他	6,545	7,981
固定資産	82,286	79,393	固定負債	31,054	34,362
有形固定資産	59,719	62,558	長期借入金	22,290	28,137
建物及び構築物	32,787	34,325	リース債務	581	586
機械装置及び運搬具	12,781	13,247	繰延税金負債	5,143	2,942
工具、器具及び備品	1,923	2,020	環境対策引当金	2	2
土地	9,778	9,660	退職給付に係る負債	618	579
リース資産	2,132	2,195	資産除去債務	289	286
建設仮勘定	315	1,109	その他	2,128	1,826
無形固定資産	1,258	1,461	負債合計	73,183	74,345
投資その他の資産	21,307	15,372	(純資産の部)		
投資有価証券	12,079	8,599	株主資本	133,318	124,564
退職給付に係る資産	7,130	4,868	資本金	11,016	11,016
繰延税金資産	503	396	資本剰余金	16,791	16,695
その他	1,634	1,548	利益剰余金	106,268	97,633
貸倒引当金	△40	△39	自己株式	△757	△780
資産合計	226,721	210,867	その他の包括利益累計額	20,219	11,956
			その他有価証券評価差額金	6,040	3,490
			為替換算調整勘定	11,355	7,023
			退職給付に係る調整累計額	2,824	1,442
			純資産合計	153,538	136,521
			負債純資産合計	226,721	210,867

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前期 (ご参考)
売上高	157,886	155,634
売上原価	111,041	110,434
売上総利益	46,845	45,199
販売費及び一般管理費	27,204	26,180
営業利益	19,640	19,018
営業外収益	968	1,035
受取利息	131	123
受取配当金	269	281
為替差益	35	—
デリバティブ評価益	31	59
補助金収入	103	101
その他	396	470
営業外費用	742	886
支払利息	505	560
為替差損	—	76
固定資産除却損	117	26
その他	118	222
経常利益	19,867	19,167
特別利益	1,404	1,856
投資有価証券売却益	940	296
退職給付制度終了益	32	122
補助金収入	431	1,437
特別損失	773	1,436
減損損失	342	—
固定資産圧縮損	430	1,436
その他	—	0
税金等調整前当期純利益	20,498	19,588
法人税、住民税及び事業税	6,669	6,001
法人税等調整額	250	66
当期純利益	13,578	13,520
親会社株主に帰属する当期純利益	13,578	13,520

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	11,016	16,695	97,633	△780	124,564
当期変動額					
剰余金の配当			△4,943		△4,943
親会社株主に帰属 する当期純利益			13,578		13,578
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		95		24	119
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	95	8,634	23	8,753
当期末残高	11,016	16,791	106,268	△757	133,318

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当期首残高	3,490	7,023	1,442	11,956	136,521
当期変動額					
剰余金の配当					△4,943
親会社株主に帰属 する当期純利益					13,578
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					119
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	2,549	4,332	1,381	8,263	8,263
当期変動額合計	2,549	4,332	1,381	8,263	17,016
当期末残高	6,040	11,355	2,824	20,219	153,538

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

21社

連結子会社の名称

(国内子会社4社)

CKDシコク精工(株)

CKDグローバルサービス(株)

CKDフィールドエンジニアリング(株)

CKD日機電装(株)

(在外子会社17社)

喜開理(上海)機器有限公司

喜開理(中国)有限公司

CKD韓国(株)

台湾喜開理股份有限公司

M-CKD PRECISION SDN.BHD.

CKD MALAYSIA SDN.BHD.

CKD THAI CO.LTD.

CKD SINGAPORE PTE.LTD.

PT CKD TRADING INDONESIA

PT CKD MANUFACTURING INDONESIA

CKD VIETNAM ENGINEERING CO.LTD.

CKD INDIA PVT.LTD.

CKD USA CORP.

CKD ILLINOIS LLC

CKD MEXICO,S. DE R.L. DE C.V.

CKD EUROPE B.V.

CKD ITALIA S.R.L.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、喜開理(上海)機器有限公司、喜開理(中国)有限公司及びCKD MEXICO,S. DE R.L. DE C.V.の事業年度の末日は12月31日であり、連結決算日(3月31日)に仮決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算

定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

a. 商品及び製品

自動機械製品

: 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

機器商品及び製品

: 主に総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b. 仕掛品

自動機械仕掛品

: 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

機器仕掛品

: 主に総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c. 原材料及び貯蔵品

原材料

: 主に総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

: 主に最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備

及び構築物については定額法) により、在外連結子会社は主として当該国の会計基準に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	3年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 製品保証引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積ることができる金額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

法令等により義務付けられている廃棄物の処理や汚染物質の除去に係る費用に備えるため、合理的に見積ることができる支出見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5つのステップを適用し収益を認識しております。

ステップ1 :顧客との契約を識別する。

ステップ2 :契約における履行義務を識別する。

ステップ3 :取引価格を算定する。

ステップ4 :契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5 :履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、各種の自動機械装置、及び各種機器の製造、販売、工事、保守等を主たる業務としております。

収益の認識タイミングについて、各報告セグメントにおける固有の状況につきましては、以下のとおりであります。

(自動機械部門)

自動機械装置については、顧客との契約における義務を履行することに応じ、他の顧客又は別の用途に振り向けることができない資産が生じ、完了した作業に対する支払を受ける権利を有している場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は当該履行義務の充足のために予想される総原価に対する、実発生原価の割合に基づいて算定しております。それ以外の契約については、顧客の検収時に収益を認識しております。

ただし、保守部品の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配及びリスクが顧客に移転したときに収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(機器部門)

各製品の引渡し時点において、顧客が支配を獲得し履行義務を充足していると判断していることから、当該引渡し時点で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配及びリスクが顧客に移転したときに収益を認識しております。

なお、売上高は顧客との契約において約束された対価から売上に応じた報奨金、売上割引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な戻し入れが生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により、収益及び費用は、期中平均相場によりそれぞれ円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」(前連結会計年度101百万円)、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」(前連結会計年度26百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当社及び喜開理（中国）有限公司の機器部門の棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

勘定科目	当連結会計年度 連結計算書類計上額 (評価前)	当連結会計年度 評価減金額	当連結会計年度 連結計算書類計上額
商品及び製品	6,834	△560	6,273
仕掛品	818	—	818
原材料及び貯蔵品	34,251	△2,031	32,219
合計	41,903	△2,592	39,311

(注) なお、当社及び喜開理（中国）有限公司は洗替法を採用しており、期首残高と期末残高の差額から当連結会計年度の営業利益に与える影響は△100百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び喜開理（中国）有限公司の機器部門の棚卸資産は、主に多品種の部品から構成されており、生産する製品の種類、バリエーションも多く、注文量の変動や短納期に対応するため主要な部品については一定量の棚卸資産を手元保有しております。当社及び喜開理（中国）有限公司の機器部門の棚卸資産評価減の算出には、市場における正味売却価額との比較、滞留期間等に応じた評価減率を利用したシステムによる自動計算のほか、過去の払出実績に環境変化を加味し将来の販売見込を判断した上で、回転期間が長期化している棚卸資産について、評価減額を計算する方法を組み合わせしております。

当該仮定における棚卸資産の将来の販売見込については、主要得意先が属する半導体、自動車及び工作機械等の市況や、それに伴う顧客の投資計画見込に基づき見積もっております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、半導体、自動車及び工作機械等の市況の悪化により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、販売見込がないと判断した棚卸資産の重要な評価減が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した引当金

損失が見込まれる棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金65百万円（うち、商品及び製品に係る受注損失引当金35百万円、仕掛品に係る受注損失引当金29百万円）を相殺表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 89,984百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
CKD EUROPE B.V. (オランダ 北ホラント州)	事業用資産	リース資産 他	140
CKD ITALIA S.R.L. (イタリア トスカーナ州)	事業用資産	リース資産 他	103
	—	のれん	99

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基準に主として事業及びビジネスユニット単位ごとに、のれんについては会社単位でグルーピングを行っております。

連結子会社であるCKD EUROPE B.V.及びCKD ITALIA S.R.L. について、各社の業績が当初見込んでいた事業計画を下回って推移しており、将来キャッシュ・フローによって対象資産の帳簿価額を回収できない見込みとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額は零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 67,909,449株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月13日 取 締 役 会	普通株式	2,805	42	2025年3月31日	2025年6月5日
2025年11月14日 取 締 役 会	普通株式	2,138	32	2025年9月30日	2025年12月8日
計	—	4,943	—	—	—

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年5月15日 取 締 役 会	普通株式	3,274	利益剰余金	49	2026年3月31日	2026年6月11日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理業務要領に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (*3)	11,116	11,116	－
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(28,425)	(27,506)	918
(3) デリバティブ取引	(13)	(13)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「営業未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	962

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,951	—	—	10,951
社債	—	165	—	165
デリバティブ取引	—	(13)	—	(13)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	(27,506)	—	(27,506)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップ及び為替予約の時価は、為替レート等の観測可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	自動機械部門	機器部門	計		
包装機	13,766	—	13,766	—	13,766
産機	5,606	—	5,606	—	5,606
流体制御機器	—	76,397	76,397	—	76,397
空気圧機器	—	62,115	62,115	—	62,115
顧客との契約から生じる収益	19,373	138,513	157,886	—	157,886
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	19,373	138,513	157,886	—	157,886

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	自動機械部門	機器部門	計		
日本	17,224	83,756	100,981	—	100,981
中国	148	25,332	25,481	—	25,481
その他アジア	1,095	21,802	22,898	—	22,898
その他	904	7,621	8,525	—	8,525
顧客との契約から生じる収益	19,373	138,513	157,886	—	157,886
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	19,373	138,513	157,886	—	157,886

2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	39,868	45,794
契約資産	4,910	462
契約負債	2,042	2,701

契約資産は、主に顧客との工事請負契約等のうち、期末日時点で履行義務が充足しているものの未請求の工事請負契約等に係る対価であります。

契約資産は、主に顧客の検収時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

当該工事請負契約等に関する対価は、個々の契約に定められた支払条件に従い、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で請求し、受領しております。

契約負債は、主に支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,381百万円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：百万円)

	金額
1年以内	7,034
1年超2年以内	4,649
2年超3年以内	97
合計	11,782

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,297円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 203円23銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	101,259	95,334	流動負債	34,753	33,901
現金及び預金	25,576	18,935	支払手形	—	56
受取手形	10	81	電子記録債務	4,088	2,824
売掛金	24,149	18,729	買掛金	8,055	5,417
契約資産	462	4,910	短期借入金	4,919	4,820
電子記録債権	11,288	13,252	1年内返済予定の長期借入金	5,040	100
商品及び製品	6,844	7,785	リース債務	10	6
仕掛品	4,569	3,509	未払金	2,300	2,113
原材料及び貯蔵品	25,852	25,136	未払費用	3,795	3,698
前払費用	521	424	未払法人税等	2,701	3,659
その他	2,166	2,567	前受金	2,463	1,933
貸倒引当金	△182	—	預り金	191	170
固定資産	77,920	76,275	前受収益	6	0
有形固定資産	40,372	43,623	製品保証引当金	637	585
建物	22,755	24,563	受注損失引当金	4	4
構築物	907	986	その他	538	8,510
機械及び装置	8,245	9,344	固定負債	23,237	27,048
車両運搬具	6	5	長期借入金	20,330	25,370
工具、器具及び備品	928	904	リース債務	30	22
土地	7,320	7,320	繰延税金負債	1,525	240
リース資産	37	26	環境対策引当金	2	2
建設仮勘定	170	473	その他	1,349	1,412
無形固定資産	1,104	1,195	負債合計	57,991	60,949
ソフトウェア	828	1,098	(純資産の部)		
その他	276	97	株主資本	115,148	107,169
投資その他の資産	36,443	31,455	資本金	11,016	11,016
投資有価証券	12,078	8,597	資本剰余金	16,782	16,686
関係会社株式	13,206	12,268	資本準備金	11,797	11,797
関係会社出資金	6,472	6,809	その他資本剰余金	4,984	4,889
関係会社長期貸付金	600	—	利益剰余金	88,107	80,246
前払年金費用	3,007	2,752	利益準備金	1,286	1,286
その他	1,105	1,052	その他利益剰余金	86,820	78,959
貸倒引当金	△26	△26	別途積立金	51,500	51,500
資産合計	179,180	171,609	繰越利益剰余金	35,320	27,459
			自己株式	△757	△780
			評価・換算差額等	6,040	3,490
			その他有価証券評価差額金	6,040	3,490
			純資産合計	121,188	110,659
			負債純資産合計	179,180	171,609

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前期 (ご参考)
売上高	123,873	123,867
売上原価	91,974	92,462
売上総利益	31,899	31,404
販売費及び一般管理費	17,428	16,839
営業利益	14,470	14,565
営業外収益	3,462	1,478
受取利息及び配当金	2,789	985
その他	672	492
営業外費用	502	787
支払利息	305	300
固定資産除却損	105	21
その他	92	466
経常利益	17,429	15,255
特別利益	1,404	1,856
投資有価証券売却益	940	296
退職給付制度終了益	32	122
補助金収入	431	1,437
特別損失	977	1,436
固定資産圧縮損	430	1,436
関係会社株式評価損	209	—
関係会社出資金評価損	336	—
その他	—	0
税引前当期純利益	17,856	15,676
法人税、住民税及び事業税	4,937	4,727
法人税等調整額	114	△176
当期純利益	12,804	11,125

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 株	己 式	株 主 資 本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					利 剰 余 金 計			
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 剰 余 金					
						別 積 立 金	途 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金					
当期首残高	11,016	11,797	4,889	16,686	1,286	51,500	27,459	80,246		△780	107,169		
当期変動額													
剰余金の配当								△4,943	△4,943		△4,943		
当期純利益								12,804	12,804		12,804		
自己株式の取得										△1	△1		
自己株式の処分			95	95						24	119		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)													
当期変動額合計	-	-	95	95	-	-	7,860	7,860		23	7,979		
当期末残高	11,016	11,797	4,984	16,782	1,286	51,500	35,320	88,107		△757	115,148		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高			110,659
当期変動額	3,490	3,490	
剰余金の配当			△4,943
当期純利益			12,804
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			119
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,549	2,549	2,549
当期変動額合計	2,549	2,549	10,529
当期末残高	6,040	6,040	121,188

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

自動機械製品

: 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

機器商品及び製品

: 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 仕掛品

自動機械仕掛品

: 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

機器仕掛品

: 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 原材料及び貯蔵品

原材料

: 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

: 最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 3年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産が退職給付債務見込額（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を除く）を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(3) 製品保証引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積ることができる金額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

法令等により義務付けられている廃棄物の処理や汚染物質の除去に係る費用に備えるため、合理的に見積ることができる支出見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5つのステップを適用し収益を認識しております。

ステップ1 :顧客との契約を識別する。

ステップ2 :契約における履行義務を識別する。

ステップ3 :取引価格を算定する。

ステップ4 :契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5 :履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、各種の自動機械装置、及び各種機器の製造、販売、工事、保守等を主たる業務としております。

収益の認識タイミングについて、各報告セグメントにおける固有の状況につきましては、以下のとおりであります。

(自動機械部門)

自動機械装置については、顧客との契約における義務を履行することに応じ、他の顧客又は別の用途に振り向けることができない資産が生じ、完了した作業に対する支払を受ける権利を有している場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は当該履行義務の充足のために予想される総原価に対する、実発生原価の割合に基づいて算定しております。それ以外の契約については、顧客の検収時に収益を認識しております。

ただし、保守部品の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配及びリスクが顧客に移転したときに収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(機器部門)

各製品の引渡し時点において、顧客が支配を獲得し履行義務を充足していると判断していることから、当該引渡し時点で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配及びリスクが顧客に移転したときに収益を認識しております。

なお、売上高は顧客との契約において約束された対価から売上に応じた報奨金、売上割引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な戻し入れが生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」(前事業年度21百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当社の機器部門の棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

勘定科目	当事業年度 計算書類計上額 (評価前)	当事業年度 評価減金額	当事業年度 計算書類計上額
商品及び製品	6,266	△513	5,752
仕掛品	818	—	818
原材料及び貯蔵品	27,628	△1,791	25,836
合計	34,712	△2,305	32,407

(注) なお、当社は洗替法を採用しており、期首残高と期末残高の差額から当事業年度の営業利益に与える影響は△31百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社機器部門の棚卸資産は、主に多品種の部品から構成されており、生産する製品の種類、バリエーションも多く、注文量の変動や短納期に対応するため主要な部品については一定量の棚卸資産を手元保有しております。当社機器部門の棚卸資産評価減の算出には、市場における正味売却価額との比較、滞留期間等に応じた評価減率を利用したシステムによる自動計算のほか、過去の払出実績に環境変化を加味し将来の販売見込を判断した上で、回転期間が長期化している棚卸資産について、評価減額を計算する方法を組み合わせしております。

当該仮定における棚卸資産の将来の販売見込については、主要得意先が属する半導体、自動車及び工作機械等の市況や、それに伴う顧客の投資計画見込に基づき見積もっております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、半導体、自動車及び工作機械等の市況の悪化により、見直しが必要になった場合、翌事業年度において、販売見込がないと判断した棚卸資産の重要な評価減が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	7,576百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債務	1,341百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	67,028百万円
4. 偶発債務	
他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、債務保証又は保証予約を行っております。	
喜開理 (中国) 有限公司	2,040百万円
CKD THAI CO.LTD.	1,015百万円
M-CKD PRECISION SDN.BHD.	217百万円
計	3,273百万円
5. 資産から直接控除した引当金	
損失が見込まれる棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金65百万円 (うち、商品及び製品に係る受注損失引当金35百万円、仕掛品に係る受注損失引当金29百万円) を相殺表示しております。	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	28,664百万円
仕入高	9,488百万円
その他売上原価	603百万円
販売費及び一般管理費	255百万円
営業取引以外の取引高	2,749百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度における自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	1,108	0	34	1,074
合 計	1,108	0	34	1,074

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式0千株の買取り及び譲渡制限付株式報酬0千株の権利失効による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少34千株は、単元未満株式0千株の売渡し及び譲渡制限付株式報酬34千株による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産		
棚卸資産		853百万円
未払賞与		824百万円
退職給付信託設定額		496百万円
製品保証引当金		200百万円
未払事業税		179百万円
ソフトウェア		145百万円
未払社会保険料		119百万円
子会社株式		114百万円
子会社出資金		106百万円
その他		766百万円
繰延税金資産	小計	3,806百万円
評価性引当額		△1,359百万円
繰延税金資産	合計	2,447百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△2,770百万円
前払年金費用		△947百万円
退職給付信託設定益		△226百万円
その他		△28百万円
繰延税金負債	合計	△3,973百万円
繰延税金負債	純額	△1,525百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	CKD グローバルサービス(株)	直接 100.0%	業務の委託 役員の兼任	ファクタリング業務(注) 1	47,874	営業未払金	169
子会社	CKD日機電装(株)	直接 100.0%	機器製品 製造・販売 資金の援助	資金の貸付(注) 2 資金の回収(注) 2 利息の受取(注) 2	1,350 1,950 9	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金(注) 5 関係会社長期貸付金	300 600
子会社	喜開理(中国) 有限公司	直接 100.0%	自動機・ 機器製品 支給・仕入 役員の兼任	債務保証(注) 3 受取保証料(注) 3	2,040 2	関係会社未収入金(注) 5	0
子会社	CKD USA CORP.	直接 100.0%	機器製品 製造・販売 役員の兼任	機器製品販売(注) 4	3,601	売掛金	2,842

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 営業未払金については、当社、当社の仕入先及びCKDグローバルサービス(株)の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っております。
2. CKD日機電装(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 喜開理(中国)有限公司の債務保証については、各社の金融機関からの融資に対して保証したものであり、保証額に基づき算定した保証料を受け取っております。
4. CKD USA CORP.の取引価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
5. 流動資産のその他に含めて表示しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	梶本 一典	被所有 直接 0.2 %	取締役会長	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	17	—	—
役員	奥岡 克仁	被所有 直接 0.1 %	代表取締役社長	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	17	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬等に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,813円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 191円65銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額は、1株当たり情報に関する注記を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

CKD株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 今 泉 誠

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堀 場 喬 志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CKD株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CKD株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

CKD株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 場 喬 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、CKD株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告書に基づき、2026年5月15日に開催した第272回監査役会で審議し、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用し、取締役、内部統制監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 必要に応じて取締役会その他の重要な会議に参加し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、国内外子会社については、必要に応じて子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告と説明を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を、2026年3月27日に受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について、2026年5月15日に報告を受け検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

CKD 株式会社 監査役会

常勤監査役	杉	浦	俊	明	㊟
社外監査役	橋	本	修	三	㊟
社外監査役	三	浦		清	㊟
社外監査役	竹	内		毅	㊟

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から 翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 そのほか必要があるときは、 あらかじめ公告して定めた日
公告の方法	当社のウェブサイトに掲載する。 (https://www.ckd.co.jp/ir/bspl/)
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (証券コード6407)
ホームページアドレス	https://www.ckd.co.jp
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目 4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031 平日 9:00~17:00

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用していなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます)を開設いたしております。特別口座についてのご照会は、上記の電話照会先をお願いいたします。

株主還元情報

株主優待制度

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的として株主優待制度を導入しております。



対象となる株主様

毎年3月31日現在の株主名簿に記録された当社株式100株(1単元)以上を1年以上保有されている株主様を対象といたします。

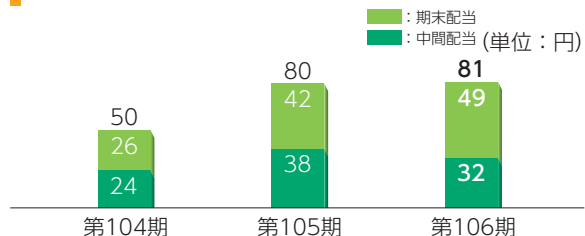
株主優待の内容

保有年数	保有株式数	優待内容
1年以上 3年未満	100株以上 500株未満	デジタルギフト 500円分
	500株以上 1,000株未満	デジタルギフト 1,500円分
3年以上	1,000株以上	デジタルギフト 3,000円分
	100株以上 500株未満	デジタルギフト 1,000円分
	500株以上 1,000株未満	デジタルギフト 3,000円分
	1,000株以上	デジタルギフト 5,000円分

(注) 保有年数1年以上とは、株主名簿基準日(3月31日及び9月30日)の株主名簿に3回以上連続して、同一株主番号にて記載又は記録される状態を指します。

保有年数3年以上とは、株主名簿基準日(3月31日及び9月30日)の株主名簿に7回以上連続して、同一株主番号にて記載又は記録される状態を指します。

配当金



配当方針

当社は、人的資本・研究開発および事業基盤強化への成長投資により企業価値の向上を図るとともに、資本効率とのバランスを踏まえ、配当性向40%を目安としつつ、安定的な株主還元の実現に努めてまいります。

TOPICS 1 環境配慮型PTPシート「ClearE-Sheet®」 ワールドスター賞、アジアスター賞をW受賞

環境配慮型の新たなPTPシート「ClearE-Sheet®」が、WorldStar Global Packaging Awards 2026のワールドスター賞と、AsiaStar 2025 Awardsのアジアスター賞を受賞いたしました。医薬品包装分野で国内トップシェアの技術力と、環境負荷低減に向けた取組みが、国際的にも高く評価されております。今後もClearE-Sheet®を通じて、医薬品業界における環境配慮の取組みをさらに前進させてまいります。



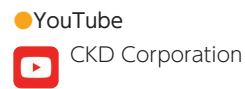
TOPICS 2 「パルスブローバルブBNPシリーズ」2025年度 省エネ大賞受賞

「パルスブローバルブBNPシリーズ」が、2025年度省エネ大賞の製品・ビジネスモデル部門において資源エネルギー庁長官賞（電気需要最適化分野）を当社として初めて受賞いたしました。本製品は、独自の空気圧バルブを応用した高速ON/OFFのパルス方式により、ブローによって消費されるコンプレッサー電力を75%削減（空気消費量の削減相当分）いたしました。これにより業界トップクラスの省エネ性能を実現し、年間約1.3tのCO2削減が可能となります（※当社の試験条件での参考値となります）。さらに、部品の共通化やバイオマス材梱包の採用など、製品ライフサイクル全体での資源削減にも配慮した製品です。



CKD公式SNSアカウント

当社の製品情報やCSR活動などをご紹介します。是非ご覧ください。



TOPICS 3 株主の皆様とつながる2つの取組み—名証IRエキスポ出展&工場見学会開催

当社は2025年9月に開催された「名証IRエキスポ2025」に出展いたしました。2日間で11回のミニ説明会を実施し、ブースに入り切らないほど多くの皆様にご来場いただきました。株主や個人投資家の皆様と直接対話を行うことで、当社への理解を深めていただき、株式の新規保有や長期保有の促進につながる貴重な機会となりました。

また、2026年2月には株主様向け工場見学会を開催し、小牧工場のショールームや自動機械の組立工程をご覧いただきました。役員との意見交換を通して、株主の皆様から直接ご意見を伺うことができ、有意義な交流の場となりました。



TOPICS 4 「FTSE Blossom Japan Index」 「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」 構成銘柄に選定

世界最大級の公的年金運用機関GPIFが採用する代表的なESG投資指数「FTSE Blossom Japan Index」に初めて選定されました。同指数は環境・社会・ガバナンスに優れた企業のパフォーマンスを測定するために設定されたもので、約400社が選定されております。また、「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」にも4年連続で選定され、ESGへの取組みが継続して高く評価されております。

免責事項：<https://www.ckd.co.jp/newsrelease/14180/>



**FTSE Blossom
Japan Index**



**FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index**

CKDウェブサイト

当社ウェブサイトにて個人投資家の皆様向けのページを掲載しております。
是非ご覧ください。
URL：<https://www.ckd.co.jp/ir/indivi/>



経済産業省と日本健康会議が共同で認定する「健康経営優良法人2026」(大規模法人部門)に7年連続で認定されました。

当社では、社員の健康を重要な経営課題の一つとして捉え、「健康経営®」を推進しております。

今後も、社員の健康意識を高め、心身ともに健康で生き生きと働ける職場づくりを通じて、生産性向上と持続的成長を実現してまいります。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
電話 052-683-4111 (代)

※ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前に以下の連絡先までご連絡をお願い申し上げます。

電話 0568-74-1111 (代) (土日祝日を除く9:00~17:00)

スマートフォンやタブレット端末からこちらのQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



交通機関
お願い

JR・名鉄・地下鉄 金山総合駅南口から徒歩約1分
当日、ホテル駐車場(有料)は混雑することが予想されますので、公共交通機関をご利用の上、会場までお越しいただきますようお願い申し上げます。

